
プロジェクト リスク分担型 DB の会計処理

項目 退職給付会計基準上の分類及び検討を行う範囲等

I. 本資料の目的

1. 本資料は、「リスク分担型 DB」について、以下の検討を行うことを目的とする。
 - (1) リスク分担型 DB の退職給付会計基準上の分類
 - (2) 今後、専門委員会において検討を行う範囲
 - (3) 今後のスケジュール

II. 退職給付会計基準上の分類

基準諮問会議からの提言

2. 基準諮問会議からは、リスク分担型 DB（以下「本制度」という。）について退職給付会計基準における「確定拠出制度」「確定給付制度」のいずれに該当するかについての明確化が要望されている。

退職給付会計基準における取扱い

3. 退職給付会計基準では、「確定拠出制度」及び「確定給付制度」を次のように分類した上で、それぞれの制度に適用する会計処理を定めている。
 - (1) 確定拠出制度

一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度（退職給付会計基準第 4 項）
 - (2) 確定給付制度

確定拠出制度以外の退職給付制度（退職給付会計基準第 5 項）
4. また、結論の背景において、「国際的な会計基準も参考に、確定拠出制度及び確定給付制度の定義を明示したが、これまでの考え方を変えるものではない。」とされ

ている（退職給付会計基準第 51 項）¹。

5. なお、参考として、国際的な会計基準（IFRS 及び米国会計基準）における取扱いを別紙 1 に記載している。

分析

6. 本制度は、法令上は確定給付企業年金法に基づいて実施することが検討されており、給付の算定式が予め定義される企業年金制度である。一方で、厚生労働省の説明資料（審議事項(2)-2 参照）には、本制度は次のような特徴を有する旨が記載されている。
- (1) 現行の仕組みでは、景気の変動に応じて掛金の拠出額が変動しやすい構造にあるため、安定的な制度運営を実現するためには、拠出額を一定程度平準的なものとする必要がある。そのため、確定給付企業年金制度では、あらかじめ「財政悪化時に想定される積立不足」を測定し、その水準を踏まえて、掛金（リスク対応掛金）の拠出を行うことができる仕組みとする。
 - (2) 本制度は、上記のリスク対応掛金の拠出を行う仕組みを活用し、事業主の掛金負担により対応する部分と加入者等の給付調整により対応する部分を定める仕組みであり、これによって、将来発生するリスクを労使間でどのように分担するかを予め定めることが可能となる。
 - (3) 本制度では、給付に対する財源のバランスが毎年度変化するため、毎年度の決算において給付を増減することにより財政の均衡を図ることが想定されている²。
7. 本資料第 3 項に記載したとおり、現行の退職給付会計基準においては、「一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない」点が「確定拠出制度」の特徴として挙げられている。そのため、本制度を現行の退職給付会計基準における分類の定めに当てはめるにあたっては、本制度を適用する企業が追加的な拠出義務を負うかどうか論点になると考

¹ 平成 10 年 6 月に企業会計審議会から公表された「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」では、「中小企業退職金共済制度を採用している企業や確定拠出型の企業年金制度を採用している在外子会社もある。本基準では、このような、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度に関する会計処理は示していないが、基本的には、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理することが適当であると考えられる。」とされていた。

² 単年度での給付変動を抑制するために、複数年度で調整を平滑化することも可能とされている。

えられる。

ディスカッション・ポイント

上記の事務局の分析について、ご意見をお伺いしたい。

III. 検討を行う範囲

8. 本制度について関連する論点としては、次の点が考えられる。

- (1) 退職給付制度間の移行等
- (2) 開示

退職給付制度間の移行等

(退職給付会計基準等における取扱い³⁾)

9. 退職給付制度間の移行等に関して、企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(以下「退職給付移行適用指針」という。)では、主に次の場合に関する会計処理を定めている。

- (1) 退職給付債務の増額又は減額の場合(退職給付制度間の移行又は制度の改訂による退職給付債務の支払等を伴わない増加部分又は減少部分が生じる場合)
- (2) 退職給付制度の終了の場合(退職給付制度が廃止される場合や、退職給付制度間の移行又は制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合)

10. 上記のうち、「(1)退職給付債務の増額又は減額の場合」は、当該増額又は減額が退職給付会計基準上の過去勤務費用に該当するものとして、各期の発生額を平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額について每期費用処理する。

当該増額又は減額が行われる前に発生した未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異については、従前の費用処理方法及び費用処理年数を継続して適用する(退職給付移行適用指針第12項)。

11. また、第9項の「(2)退職給付制度の終了の場合」は、退職給付制度の終了の時点で、終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等の額との差額

³ 詳細は、別紙3に記載のとおりである。

を、損益として認識する。

未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異については、終了部分に対応する金額を、終了した時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定し、損益として認識する（退職給付移行適用指針第10項(1)及び(2)）。

(既存の確定給付企業年金制度から本制度への移行に関する会計処理)

12. 本制度は、法令上、確定給付企業年金法に基づいて実施することが検討されている。また、新規に本制度を設立するケース及び既存の確定給付企業年金制度について規約の変更によって本制度へ移行するケースの双方が考えられるが、主には後者のケースを想定しているものと考えられる。
13. この点、退職給付移行適用指針の制定時には、法令上、確定給付企業年金法に基づいて実施されるものの、会計上は「確定拠出制度」に分類する制度については想定されていなかったものと考えられる。そのため、退職給付移行適用指針上、既存の確定給付企業年金制度から本制度への移行をどのように会計処理するかという点が明確ではない可能性があると考えられる。
14. 上記の点を踏まえると、基準諮問会議からの提言には含まれていないが、本制度を仮に会計上は「確定拠出制度」に分類した場合には、退職給付制度間の移行等の取扱いが論点になりうると考えられるがどうか。

開示

(退職給付会計基準における取扱い)

15. 退職給付会計基準では、確定給付制度及び確定拠出制度に係る注記事項を次のように定めている。

(1) 確定給付制度（退職給付会計基準第30項）

次の事項を連結財務諸表及び個別財務諸表において注記する。なお、②から④について、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

- ① 退職給付の会計処理基準に関する事項
- ② 企業の採用する退職給付制度の概要
- ③ 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

- ④ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- ⑤ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表
- ⑥ 退職給付に関連する損益
- ⑦ その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳
- ⑧ 貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳
- ⑨ 年金資産に関する事項（年金資産の主な内訳を含む。）
- ⑩ 数理計算上の計算基礎に関する事項
- ⑪ その他の退職給付に関する事項

(2) 確定拠出制度（退職給付会計基準第 32 項）

費用処理した要拠出額を確定拠出制度に係る退職給付費用として注記する。

（本制度に関する開示）

16. 上記のとおり、本制度を仮に会計上は「確定給付制度」に分類した場合は、特段の論点はないと考えられる。本制度を仮に会計上は「確定拠出制度」に分類した場合は、費用処理した要拠出額のみを注記することとなるが、そのみで適切かどうか論点になりうると考えられる。

IV. 今後の検討スケジュール

17. 基準諮問会議からのテーマ提言には、「本制度は将来的に広範な影響があると考えられる。また、一般に、企業において退職給付債務は重要性があり、仮に企業が本制度を導入した場合、財務諸表に重要な影響を与える可能性があり、本テーマは一定のニーズがあり、緊急性が高いものと考えられる。」と記載されている。
18. このため、本テーマに関する予見可能性を高めるため、2016 年 3 月末を目途に、一定の方向性を示すことを目指して、今後検討を進めることとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

下記の点についてご意見をお伺いしたい。

- 今後、検討を行う範囲に関する事務局の分析は適切か。他に考慮すべ

き論点はあるか。

- ▶ 今後の検討スケジュールについて、コメントはあるか。

以 上

国際的な会計基準における退職給付会計基準上の分類

(IFRS における取扱い)

1. IAS 第 19 号「従業員給付」では、「確定拠出制度」及び「確定給付制度」を次のように分類している（IAS 第 19 号第 8 項）。

- (1) 確定拠出制度

退職後給付制度のうち、企業が一定の掛金を別個の事業体（基金）に支払い、たとえ基金が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、企業がさらに掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しないもの

- (2) 確定給付制度

確定拠出制度以外の退職後給付制度

2. 「確定給付制度」と「確定拠出制度」の区別に関する他の規定は、別紙 2 のとおりである。

(米国会計基準における取扱い)

3. 米国会計基準の Topic715 「報酬－退職給付」では、「確定給付年金制度」及び「確定拠出年金制度」を次のように分類している（715-30-20 項）。

- (1) 確定拠出年金制度

提供された勤務の見返りに年金給付を行うが、各加入者に個人勘定を設定し、当該個人が受給する給付の金額を定めるのではなく、個人勘定への拠出額がどのように決定されるのかを定めている制度。確定拠出年金制度では、加入者が受け取る給付は、当該加入者の勘定に拠出された額、当該拠出金の投資から得られた収益、及び当該加入者勘定に配分される場合の他の加入者に対する給付の没収金のみ依存する。

- (2) 確定給付年金制度

提供される年金給付の金額を定めている制度。金額は通常、年齢、勤務年数、報酬等の 1 つ又は複数の要素の関数として定められている。本基準書の目的上、確定拠出年金制度でない年金制度は、すべて確定給付年金制度である。

以 上

「確定給付制度」と「確定拠出制度」の区別に関する関連規定

(IAS 第 19 号)

1. IAS 第 19 号では、「確定給付制度」と「確定拠出制度」の区別に関して、次のとおり規定している。
 - (1) 退職後給付制度は、その主要な規約や条件に由来する制度の経済的実質により、確定拠出制度又は確定給付制度のいずれかに分類される (IAS 第 19 号第 27 項)。
 - (2) 確定拠出制度においては、企業の法的債務又は推定的債務は、企業が基金に拠出をすることに同意した金額に限定される。したがって、従業員が受け取る退職後給付の金額は、企業（及び場合によっては従業員）が退職後給付制度又は保険会社に支払った掛金額と、当該掛金から発生する投資収益とによって決定される。その結果、数理計算上のリスク（給付が予想したよりも少なくなるリスク）及び投資リスク（投資された資産が予想される給付を満たすのに不十分となるリスク）は、実質的に従業員が負担する (IAS 第 19 号第 28 項)。
 - (3) 企業の債務が、基金に拠出をすることに同意した金額に限定されない場合の例としては、次のようなことを通じて企業が法的債務又は推定的債務を有する場合がある (IAS 第 19 号第 29 項)。
 - ① 制度の給付算定式のうち、単に掛金額に連動するのではなく、資産が当該制度の給付算定式における給付を行うのに不十分な場合には追加の拠出を企業に要求するもの
 - ② 制度を通じての間接又は直接のいずれかによる、拠出に係る特定の収益率の保証
 - ③ 推定的債務を生じさせる非公式の慣行。例えば、企業にたとえそのようにする法的義務がなくとも、インフレーションの進行に合わせて以前の従業員の給付を増加させてきた実績がある場合には、推定的債務が生じることがある。
 - (4) 確定給付制度においては、(a) 企業の義務は、合意した給付を現在及び以前の従業員に支給することであり、(b)（給付が予想よりも多くのコストを要するという）数理計算上のリスク及び投資リスクは、実質的に企業が負担する。数理計算上又は投資の実績が予想より悪い場合には、企業の債務は増加するであろう (IAS 第 19 号第 30 項)。
2. IAS 第 19 号の 2011 年改訂では、上記第 1 項(3)①のうち、「資産が当該制度の給付算定式における給付を行うのに不十分な場合には追加の拠出を企業に要求するも

の」 という文言が追加された。IAS 第 19 号 BC 第 30 項の中で、その理由を次のように規定している。

2011 年に行った修正では、給付算定式の存在だけでは確定給付制度は創出されず、その給付算定式で定められた給付を履行するために追加的な金額を拠出するという法的債務又は推定的債務を創出するような、給付算定式と拠出との間の関連付けが存在する必要があることを明確にしている。

この第 29 項の修正は、十分な制度資産がある場合に支払われる給付が給付算定式により決定されるが、当該給付を支払うのに十分な制度資産がない場合に事業主に追加拠出の支払を要求していない場合に生じる可能性のある懸念に対処したものである。実質上、給付支払は給付算定式と利用可能な制度資産のいずれか低い方に基づく。当該修正により、このような制度は確定拠出制度であることが明確にされている。

以 上

退職給付制度間の移行等に関する取扱い

退職給付移行適用指針の概要

(用語の定義)

1. 企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(以下「退職給付移行適用指針」という。)では、退職給付制度間の移行等に関する用語を次のように規定している。

- (1) 退職給付債務の増額又は減額

退職給付制度間の移行又は制度の改訂による退職給付債務の支払等を伴わない増加部分又は減少部分をいい、退職給付会計基準上の過去勤務費用に該当する(退職給付移行適用指針第9項)。

- (2) 退職給付制度の終了

退職金規程の廃止等のように退職給付制度が廃止される場合や、退職給付制度間の移行又は制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合をいう(退職給付移行適用指針第4項)。

「支払等」には、年金資産からの支給又は分配、事業主からの支払又は現金拠出額の確定、及び確定拠出年金制度への資産の移換が該当する(退職給付移行適用指針第4項)。

- (3) 大量退職

工場の閉鎖や営業の停止等により、従業員が予定より早期に退職する場合であって、退職給付制度を構成する相当数の従業員が一時に退職した結果、相当程度の退職給付債務が減少する場合をいう(退職給付移行適用指針第8項)。

(会計処理)

2. 退職給付移行適用指針では、退職給付制度間の移行等に関する会計処理を次のように規定している。

- (1) 退職給付債務の増額又は減額⁴

⁴ 当該会計処理が適用される具体例として、確定給付型の退職給付制度の将来勤務に係る部分を改訂し、将来勤務に係る部分を確定拠出年金制度へ移行する場合等が挙げられている(退職給付移行適用指針第13項)。

退職給付会計基準上の過去勤務費用に該当するため、原則として、各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理し、当該増額又は減額が行われる前に発生した未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額については、従前の費用処理方法及び費用処理年数を継続して適用する(退職給付移行適用指針第12項)。

(2) 退職給付制度の終了⁵

- ① 退職給付会計基準は、退職給付制度が廃止された場合等の会計処理について特段明示していないが、このような場合は退職給付債務の消滅を認識することが適切と考えられるため(退職給付移行適用指針第27項)、退職給付制度の終了の時点で、終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等の額との差額を、損益として認識する(退職給付移行適用指針第10項(1))。終了した部分に係る退職給付債務は、終了前の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務と、終了後の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務との差額として算定する(退職給付移行適用指針第28項)。
- ② 未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額は、一時の費用としない理由⁶が失われているものと考えられるため(退職給付移行適用指針第27項)、終了部分に対応する金額を、終了した時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定し、損益として認識する(退職給付移行適用指針第10項(2))。
- ③ 上記①及び②で認識される損益は、退職給付制度の終了という同一の事象に伴って生じたものであるため、原則として、特別損益に純額で表示する(退職給付移行適用指針第10項(3))。
- ④ 上記内容に関連して、実務対応報告第2号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(以下「実務対応報告第2号」という。)では、退職給付制度の終了時点について、次のように規定されている(実務対応報告第2号Q1及びQ3)。

➤ 退職給付制度が廃止された場合(全部終了)には、廃止日をもって事業主

⁵ 当該会計処理が適用される具体例として、退職金規程の廃止や厚生年金基金制度の解散、確定給付年金制度の全部又は一部の確定拠出年金制度への資産の移換等が挙げられている(退職給付移行適用指針第11項)。

⁶ 一時の費用として認識しない理由として、過去勤務費用の発生要因である給付水準の改訂等が従業員の勤労意欲が将来にわたって向上するとの期待のもとに行われる面があること、また、数理計算上の差異には予測と実績の乖離のみならず予測数値の修正も反映されることから各期に生じる差異を直ちに費用として計上することが退職給付に係る債務の状態を忠実に表現するとはいえない面があること等が挙げられている(退職給付会計基準第67項(1))。

と従業員の権利義務は明確に変わる事となるため、退職給付制度の終了の時点は当該廃止日と考えられる。

- 退職給付制度間の移行又は制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合（一部終了）には、退職給付制度の改訂規程等の施行によって事業主と従業員の権利義務は明確に変わる事となるため、退職給付制度の終了の時点は当該施行日（改訂された規程や規約の適用が開始される日）が適当であると考えられる。例えば、確定給付年金制度の一部について確定拠出年金制度へ資産を移管する場合は、移管を伴う改訂規程等の施行日が、当該退職給付制度の終了時点と考えられる。

(3) 大量退職

大量退職における退職給付の支払等を伴う減少部分の会計処理は、退職給付制度の一部終了に準ずる（退職給付移行適用指針第8項）。

＜参考＞IFRSの取扱い

（用語の定義）

3. IAS第19号では、「制度改訂」、清算」及び「縮小」を次のように規定している。

(1) 制度改訂（IAS第19号第104項）

企業が確定給付制度を導入若しくは廃止するか、又は既存の確定給付制度の下で支払うべき給付を変更する場合に発生する。

(2) 清算（IAS第19号第111項）

確定給付制度の下で支給する給付の一部又はすべてについて、すべての追加的な法的債務又は推定的債務を解消する取引を企業が行う時に発生する。

(3) 縮小（IAS第19号第105条）

企業が制度の対象となる従業員数を大幅に削減する場合に発生する。縮小は、工場の閉鎖、事業の廃止、又は制度の終了若しくは停止などの独立した事象から生じることがある。

（会計処理）

4. IAS第19号では、「制度改訂」、「清算」及び「縮小」に関する会計処理を次のように規定している。

(1) 制度改訂

過去勤務費用として、制度改訂の発生時に損益として認識する（IAS 第 19 号第 103 項）。

(2) 清算

清算損益として、清算の発生時に認識する（IAS 第 19 号第 110 条及び第 111 条）。
清算損益は、「清算される確定給付制度債務の現在価値（清算日現在で算定）」
と「清算価格」の差額として算定される（IAS 第 19 号第 109 条）。

(3) 縮小

過去勤務費用として、縮小の発生時に損益として認識する（IAS 第 19 号第 103 項）。

以 上